

令和3年 第9回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和3年5月26日(水) 開始時刻 午後1時30分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長, 伊藤三千代委員, 大森委員, 檜山委員
- 4 説明員 青木教育次長, 鈴木学校教育担当次長, 坂井教育企画課長
板倉総務担当主幹, 吉岡学校管理課長, 口川学校教育課長
秋田学校健康課長, 秋山生涯学習課長, 山口文化課長
高桑スポーツ振興課長補佐, 金子教育センター所長
- 5 書記 古内課長補佐, 篠崎総務担当副主幹, 高久係長, 田代係長, 佐藤総括
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
 - 議案第18号 令和4年度使用教科用図書採択の基本方針等について
 - 議案第19号 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定
 - 議案第20号 宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について
 - 議案第21号 宇都宮市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - 議案第22号 宇都宮市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 議案第23号 宇都宮市教育支援委員会への諮問について
 - (2) 報告事項
 - 報告第34号 教育行政相談の内容と対応について
 - 報告第35号 令和2年度就学援助の支給状況等について
 - 報告第36号 宇都宮市教育支援委員会から答申を受けた対象者の就学先について
 - (3) その他
 - ① 令和3年度視聴覚ライブラリー映画会一覧表について

8 議事の内容

事務局	<p>定刻となったが、会議の開催に先立ち連絡事項がある。</p> <p>本日も、新型コロナウイルス感染症防止のため、マスク着用や発言は着席で行うなど、対策を講じて会議を開催するので、ご協力をお願いします。</p>
教育長	<p>ただいまから、令和3年第9回宇都宮市教育委員会を開会する。</p> <p>本日の会議録署名委員は、伊藤三千代委員、檜山委員とする。</p> <p>本日は、伊藤一委員が欠席となる。</p> <p>次に、第8回の教育委員会の会議録について、ご意見などあるか。 (特になし、全員了承)</p> <p>それでは、第8回の会議録署名委員の大森委員、檜山委員に署名をお願いします。 (会議録に署名)</p> <p>本日は、スポーツ振興課長が定例会に出席できないため、代理としてスポーツ振興課長補佐が出席していることを報告する。</p> <p>議案第20号、議案第21号、議案第22号、報告第34号及び報告第36号は「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成なので、これについては非公開とする。</p>
教育長	<p>それでは審議事項に入る。</p> <p>議案第18号「令和4年度使用教科用図書の採択の基本方針等について」説明願う。</p>
学校教育課長	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 採択の基本方針として、学習指導要領を基本とするとともに、県教育委員会の調査研究資料を参考にしながら、本採択地区の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。○ 小中学校の特別支援学級で使用する、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書1点及び、令和2年度に特例措置として文部科学大臣の検定を経て新たに発行された中学校社会科歴史的分野の教科用図書1点を調査研究の対象としている。○ 令和4年度使用教科用図書の採択に係る調査研究の観点(小観点)については、県の観点と変わらないが、本採択地区に合わせて変更した箇所がある。<ul style="list-style-type: none">・ 小中学校特別支援学級における大観点1の小観点について、「目標・内容」についてそれぞれ適正な調査を実施しており、また、特別支援学級の本は市販本を調査研究の対象としているが、学習指導要領に適合しているとまでは言えないことから、「目標及び内容に照らし合わせて適切か」という文言に変

更している。

- ・ 大観点3の「組織・配列」を「構成・配列」に変更したことについては、本市は国の検定基準の「構成・配列」という文言に合わせている。
- ・ 中学校社会科歴史的分野における大観点1の小観点については、「目標・内容」を分けて綿密に調査するという理由から、「目標及び内容」と表記している。

○ 採択の公正確保として、意思形成過程時での情報の取扱、教科書会社との関わり等に十分配慮し、疑念を持たれることのないよう、適正な採択に努める。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

それでは、議案第18号を決定してよろしいか。

(全員了承)

議案第18号を決定する。

教育長

議案第19号「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定」について説明願う。

【説明要旨】

学校教育課長

○ 提案理由

- ・ 県の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定しようとするもの。

○ 教育職員の業務管理やサービス管理を行う教育委員会は、国の指針を参考にし、業務時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を規則において定める。

- ・ 1月につき45時間、1年につき360時間(第2条規定)を上限時間とする。
- ・ 一時的又は突発的に所定の勤務時間外の業務を行わざるを得ない場合は、1月につき100時間未満、1年につき720時間以内とする。ただし、連続する複数月の平均が80時間以内、かつ、45時間を超える月数は1年間で6か月までとする。

○ 本市の現状

- ・ 平成31年度から「働き方改革第2次アクションプラン」を市独自に策定し、「勤務時間外の業務の上限時間を1月につき45時間まで」と、「月80時間を超える教員の減少」の2つを目標としている。具体的な取組として、ミライムの出勤時刻管理、月1回のリフレッシュデー、電話の自動音声対応、メンタルサポート、部活動支援など、教員をサポートする様々な取組を実施している。
- ・ 昨年度の本市の小中学校の勤務時間の結果については、小学校：月平均32時間、中学校：月平均38時間であり、目標としている月上限の45時間以下に抑えられている。しかしながら、過労死ラインの月80時間を超える教員は未だ減少しているとはいえず、引き続き継続した対策が必要である。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

檜山委員	一般企業では従業員と雇主との間に36協定という協定を結ぶが、公務員はそういった協定は無いのか。
学校教育課長	一般教育職員は残業（勤務時間以外）手当や休日出勤手当は、基本的に支給されていない。一律に給料月額の4%の金額を残業代として予め支給するよう法律に定められている。一方、教育職員には該当しない事務職員や学校栄養職員は、36協定を結び、残業代が出ることとなっている。
大森委員	教職員の時間管理は自己申告で行われているのか。また、管理職についても一律に給特法が適用されるのか。
学校教育課長	管理職は給特法は適用されない。「校長、副校長を除く」という規定があり、4%も支給されていない。教員は4種類の業務（学校行事（修学旅行など）、校外学習、職員会議、児童生徒指導）に関しては超勤対象になるが、それ以外は認められていない。それ以外の採点や教材研究は1月の上限45時間以内で済ませるようになっている。また、時間管理の自己申告については、ミライムというパソコンのシステムで出勤退勤時刻を自ら記録している。
学校教育担当次長	パソコンのログオフで出退勤時刻が記録される。校長や市教委は全学校の全教職員の出勤状況を見ることができる。
伊藤(三)委員 学校教育課長	校長先生はどこまで管理しているのか。また、先生の休憩時間はあるのか。 所定の休憩時間には、子どもたちとの活動や授業準備などを行っていることが多く、十分に休憩できているとは言えない。校長先生は超過勤務の教員に対する時間短縮に向けた取組として、職員会議の案件ごとの所要時間を明記させたり、業務量が多い職員には、副校長と手分けして手伝ったりしている。
教育長	学校ごとに勤務開始時刻と退勤時刻が微妙に異なるので、それぞれに休憩時間等を定めているが、その時間通りに休憩は取れていない。
伊藤(三)委員 教育長	できるだけ目標に近づけていっていただきたい。 それでは、議案第19号を決定してよろしいか。 (全員了承) 議案第19号を決定する。
教育長	議案第23号「宇都宮市教育支援委員会への諮問について」説明願う。
教育センター所長	【説明要旨】 ○ 障がいのある幼児・児童・生徒の教育上必要な支援の内容、その他適正な就学について諮問するもの。 ○ 対象者は、令和4年度小学校入学予定者及び小中学校在籍児童生徒のうち、教育支援委員会での適正な就学先に関する検討を希望する者。 ○ 令和3年8月から12月までの期間に10回開催する。
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。 (特になし) それでは、議案第23号を決定してよろしいか。 (全員了承) 議案第23号を決定する。

教育長

それでは、報告事項に入る。

報告第35号「令和2年度就学援助の支給状況等について」説明願う。

学校管理課長

【説明要旨】

- 令和2年度の認定者数は3,916人で、前年度と比較し8人減少している。また、認定者の家庭状況については、ひとり親家庭が多く、全体の8割を占めている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変したという申し出があった世帯に対して、急変後の収入状況を加味し、4世帯6名を認定している。
- 支給人数は小中学校合計が3,633人で、前年度と比較し16人減少している。支給額は330,020千円で、前年度と比較し33,926千円減少している。支給額は、新型コロナウイルスの影響による、校外活動や修学旅行の縮小などにより減額している。
- 令和2年度からの取組として、クラブ活動費を6,000円増額した。また、支給費目の対象外となっていた修学旅行費のキャンセル料についても、保護者負担の軽減を図り支給の対象とした。
- 今年度の取組としては、全ての家庭でオンライン学習が実施できるよう、通信環境が整わない家庭に対して、7月からモバイルルータ貸与事業を実施する。就学援助認定者については、就学援助から通信費を支給する現物給付方式であるため、保護者負担は発生しない。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

それでは、報告第35号を承認してよろしいか。

(全員了承)

報告第35号を承認する。

教育長

次に「その他」の案件になるが、その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。

【公開できる案件の終了】

教育長

これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いする。

【傍聴者の退席、非公開審議の開始】

- 議案第20号 宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について
⇒ 決定
- 議案第21号 宇都宮市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
⇒ 決定
- 議案第22号 宇都宮市教育支援委員会委員の委嘱について
⇒ 決定
- 報告第34号 教育行政相談の内容と対応について
⇒ 承認

○ 報告第36号 宇都宮市教育支援委員会から答申を受けた対象者の就学先について
⇒ 承認

【非公開審議の終了】

教育長

その他委員の皆様から何かご意見などあるか。
(特になし)
次に、事務局から連絡事項をお願いする。

事務局

連絡事項説明 (教育企画課長補佐)

- このあとの予定について
このあと休憩をはさんで、自由討議の事前説明、委員deサロンを行う。
- 今後の会議等の日程について
 - ・ 6月 3日 (木) 午後1時30分～ 臨時会
 - ・ 6月25日 (金) 午後3時15分～ 定例会
(午後1時～ 委員deサロン)

教育長

以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午後3時40分

署名委員

署名委員
